

農地法の適用外証明願について

現況が農地等以外になってから 20 年以上経過した土地等で、農地等として復旧することが著しく困難である場合、農業委員会で農地法の適用を受けない土地である旨が証明されると、法務局で地目の変更登記ができる場合があります。申請前に必ず農業委員会事務局へ事前相談してください。

(1) 提出書類 毎月 5 日締切（5 日が土日祝の場合は直前の平日）

必要書類		部数	備考
1	農地法の適用外証明願（様式第 93 号）	2 部	農業委員会備え付け
2	申請土地の公図	1 部	法務局交付のもの（電子取得不可）
3	申請土地の登記事項証明書	1 部	法務局交付のもの（電子取得不可）
4	申請土地の位置図	1 部	住宅地図の写し等
5	土地利用状況図（利用配置図）	1 部	「2 申請土地の公図」の写しに申請土地および隣接地の現況地目を記載したもの
6	建物等の配置図	1 部	公図の写しに記載（建物等がある場合）
7	建物等の平面図	1 部	建物等がある場合
8	現況見取図	1 部	特定する必要がある場合は、特定図面
9	写真	別方向 3 枚	申請土地 1 箇所につき原則 3 方向から撮影 印刷提出または下記農業委員会メールに送信 nogyoinbukyoku@city.hachimantai.lg.jp （メールの場合は、適用外証明願の写真であることと 氏名・住所・電話番号を必ず記入して送信願います）
10	委任状	1 部	本人が来庁できない場合
11	印鑑証明書	1 部	行政書士による代理人申請の場合
12	未相続地の場合、相続人であること （関係性）がわかる書類	1 部	住民票謄本など
13	マイナンバーカード（運転免許証）等の写し	1 部	登記事項証明書と住所が異なる場合等

(2) 申請後の現地調査

毎月 15 日頃に農業委員等による申請土地の現地調査を行います。状況により立会いただきます。その場合は、後日、ハガキ等で日程をお知らせします。

(3) 証明書の交付

毎月 25 日頃開催の農業委員会総会で申請を審査し、認められた場合は、証明書を発行します。その場合は、後日、ハガキで受取についてご案内いたします。

許可証を受け取りましたら、法務局において地目変更登記を必ず行ってください。

(4) 注意事項

積雪等により現地が確認できない場合は、雪解け後の受付とさせていただく場合がございます。